



## よくある質問

Q：令和6年4月からの認可保育園の入園申込みを行っていますが、「保育の必要性の認定」の申請は必要ですか。

A：令和6年4月入所で、認可保育園等の申込みを行っている方は、4月1日からの「保育認定」をすでに受けていますので、申請は不要です。ただし、求職中で認定を受けている場合は、原則として3か月間で認定期間が終了します（認定期間の更新を希望する場合は、必ず認定期間の終了月内に手続きが必要です。）。詳しくはP. 3をご確認ください。

Q：令和6年6月1日からの入園希望で認可保育園の申込みを行っていますが、認可外保育施設は5月1日から利用しています。補助金はいつの分から受けられますか。

A：認可保育園等の申込みに伴い認定を受ける場合、認定開始日は認可保育園等の利用希望開始月の1日からとなります。そのため、ご質問の場合は、6月1日からの「保育認定」しか出ておりません。5月分からの補助を希望する場合は、5月中を認定開始日とした保育の必要性の認定の申請が別途必要となります。

Q：「補助上限額（月額）」のページ（P. 7）に、「※7月の途中で保育の必要性の認定を受けた場合や、転出入があった場合は、当該月の補助上限額が日割り計算されます。」とありますが、具体的な計算例を教えてください。

A：日割り計算の例は次のとおりです。

（例）補助上限額が57,000円の方が、月末が31日の月の10日に認定を受けた場合

⇒ 対象となる日数が22日間のため、当該月の補助上限額は、

「57,000円×22日間÷31日＝40,451円」となります（小数点以下は切捨て）。

（例）補助上限額が57,000円の方が、月末が30日の月の5日に他の自治体に転入（異動）した場合

⇒ 対象となる日数が4日間のため、当該月の補助上限額は、

「57,000円×4日間÷30日＝7,600円」となります（小数点以下は切捨て）。

Q：「保育の必要性」の認定番号や認定期間などについては、どう確認すればよいですか。

A：区から送付している「施設等利用給付認定（変更）通知書」、「教育保育・給付認定決定通知書」又は「教育・保育給付認定変更決定通知書」をご確認いただきますようお願いいたします。

Q：パートで短時間の就労をしています、「保育の必要性の認定」は受けられますか。

A：1日4時間以上かつ月12日以上就労であれば、雇用形態にかかわらず、「就労」の要件で「保育の必要性」を認定します。上記に満たない就労の場合、「求職」での認定となり、原則として3か月間で認定期間が終了します（※期間を更新できる場合があります。）。詳しくはP. 5をご確認ください。

Q：利用している施設が対象施設かどうか分かりません。

A：P. 6の補助対象施設・事業をご確認ください。なお、補助対象施設・事業となる「区から特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた施設・事業」は、区ホームページに掲載しています。他の自治体にある施設等については、保育支援課事業支援係にお問合せください。

Q：現在「子育てサポート一時保育」で補助金の決定を受けていますが、「ファミリー・サポート・センター事業」も合わせて利用しました。これは無償化の対象となりますか。また、何か手続きが必要ですか。

A：複数の事業を併用した場合でもそれぞれ対象となります。ただし、「子育てサポート一時保育」で月々の補助上限額を超えている場合、それを超えて補助金が支給されることはありません。手続きについては、「内容変更届」と「ファミリー・サポート・センター事業」に係る「活動報告書」の提出が必要となります。

Q：2歳児クラスのこども（第1子）を「その他の認可外保育施設」に通わせており、認可保育園の入園待機状態で補助の決定を受けています。「補助対象施設・事業」のページ（P. 6）に、「認可保育園等の入園が内定したにもかかわらず、入園の内定を辞退した場合又は認可保育園等の入園申込みを取り下げた場合（認可保育園等を自主退園している場合を含む。）は、その効力が発生する対象月以降、年度末までの期間は補助金の対象外となります。」とありますが、具体的な例を教えてください。

A：住民税課税世帯の0～2歳児クラスのお子様（第1子）が「その他の認可外保育施設」を利用されている場合の補助については、認可保育園等に入園できなかったお子様に向けた、入園できるまでの期間の特例的な金銭的支援として位置付けられております。そのため、認可保育園等に入園を申し込み、入園審査を受けていること（入園待機）を補助の要件とさせていただいております。具体的な事例は次のとおりです。

☑ 例1：令和6年5月1日からの入園希望で認可保育園の申し込みを行い、入園待機となったのち、同年8月1日の入園が内定したが、その内定を辞退した場合

⇒5月から7月までの3か月間が補助の対象となります。例1の場合、8月から内定の辞退の効力が発生しますので、8月から翌年3月までの分の補助金が支給されません。その後、仮に再度入園の申し込みを行い入園待機になったとしても、令和6年度については対象外となります。

☑ 例2：令和6年4月1日からの入園希望で認可保育園の申し込みを行い、入園待機とならず、入園が内定したが、その内定を辞退した場合

⇒令和6年度は補助の対象外となります。例2の場合、4月から内定の辞退の効力が発生しますので、4月から翌年3月までの分（令和6年度の全期間）の補助金が支給されません。その後、仮に再度入園の申し込みを行い入園待機になったとしても、令和6年度については対象外となります。

☑ 例3：保護者の状況が求職活動中で令和6年4月1日からの入園希望で認可保育園の申し込みを行い、入園待機となったが、その後「求職活動報告書」を提出せず、認定期間を更新しなかった場合

⇒4月から6月までの3か月間が補助の対象となります。「求職活動報告書」の提出がない場合、認可保育園への申込みを継続する意思がなかったとみなされるため入園の申込みが自動的に取下げとなります。例3の場合、7月から申込みの取下げの効力が発生しますので、7月から翌年3月までの分の補助金が支給されません。その後、仮に再度入園の申し込みを行い入園待機になったとしても、令和6年度については対象外となります。

☑ 例4：令和5年度に認可保育園に入園していたが、令和6年3月末日までの利用で自主的に認可保育園を退園し、令和6年4月1日から「その他の認可外保育施設」を利用開始、同時に再度認可保育園に申し込んだうえで、入園待機となった場合

⇒令和6年度は補助の対象外となります。自主的に認可保育園を退園しているため、自主退園しなければ認可保育園を利用し続けられたことから、令和6年度に「認可保育園等に入園できなかった」とは認められないこととなります。例4の場合、4月から自主退園の効力が発生しますので、4月から翌年3月までの分（令和6年度の全期間）の補助金が支給されません。入園待機になったとしても4月から翌年3月までの分（令和6年度の全期間）の補助は対象外となります。

Q：補助金が振り込まれましたが、決定通知書に記載された金額より額が低いのは何故でしょうか。

A：補助金は、保護者が施設・事業に支払った費用を区が確認し、補助上限額の範囲内でお支払いします。なお、お支払いの状況については原則施設からの報告により確認しますが、支払われた費用のうち、「特定費用」と呼ばれる一定の費用は補助の対象外となります。補助の対象となる「特定子ども・子育て支援利用料（保育料）」の額と前述した「特定費用」の額については、施設から各保護者に発行される「領収証兼提供証明書」にてご確認いただくことができます。詳しくはP. 12をご確認ください。

Q：区のホームページにある幼児教育・保育の無償化に係る「特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた施設」（P. 6）を見たところ、利用中の施設が掲載されていませんでした。これは補助対象外の施設ということでしょうか。今後も補助対象の施設となる可能性はないのでしょうか。

A：幼児教育・保育の無償化の対象施設となるには、まず施設が区に無償化の確認申請を行う必要があります。区のホームページに掲載している「特定子ども・子育て支援施設等確認一覧」については、毎年4月1日付け又は一覧の内容に変更のあった翌月1日付けで更新しております。そのため、上記一覧に掲載されていない施設については、補助対象外の施設ということになります。なお、新規の確認申請の受付は随時行っておりますので、東京都に認可外保育施設としての届出を行う等の一定の要件が整えば、一覧に掲載されていなくとも今後確認申請手続きを経て補助対象の施設となる場合はございます。まずは施設の担当者にご相談ください。

Q：前年度に保育の必要性の認定を受けています。毎年度の申請はしなくてよいといわれたはずですが、今年度の補助金が振り込まれていません。

A：補助金の交付申請・請求の手続きは年度ごとに行う必要があります。

補助金の支給を受けるためには、＜手続き その1＞保育の必要性の認定申請と＜手続き その2＞補助金の交付申請・請求の2つのお手続きが必要です（詳しくはP. 2をご確認ください）。

そのうち、保育の必要性の認定について、就労等の要件で認定を受けており「認定有効期間」が「就学前まで」となっているものについては、ご家庭の就労状況等に変更がなければ、認定を受けた年度を超えても認定有効期間が継続するため、年度ごとに認定申請を行う必要はありません（対象者に対して個別に通知している現況届については、ご回答いただく必要があります。詳しくはP. 5をご確認ください）。

これに対し、補助金の交付申請・請求の手続きは年度ごとに行う必要があります。令和5年度以前に補助金の交付を受けていても、令和6年度も引き続き補助金を希望する場合は、保育の必要性が継続していても改めて補助金の交付申請・請求を行う必要があります（詳しくはP. 9をご確認ください）。

なお、令和5年度末に補助金の交付を受けている対象者が在籍していた施設については、施設を通じてもなく令和6年度の補助金のお知らせを行っています。

Q：ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を利用していますが、保育の必要性の認定を受けていれば本補助金の申請はできますか。

A：ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の補助金と重複しなければ、申請することはできます。

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）で利用した施設・事業の利用料によっては、両方の補助金を申請し、受けることができる場合があります。